

Title	朴敬珉君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.8 (2016. 8) ,p.141- 151
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160828-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

きるのかどうかについては、将来、さらに大規模な国際比較調査データを用いて検証することが望まれる。

しかし、これらの点は、いずれも本学位請求論文における問題点と言うよりは、金君が今後、生涯をかけて行う研究における課題とも言うべきものであり、本論文の価値をいささかも損なうものではない。本論文の審査にあたった主査、副査は一致して、本論文が博士（法学）（慶應義塾大学）に相当するものと考える次第である。

平成二八年五月二〇日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・法学博士	小林 良彰
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	大山 耕輔
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	河野 武司

朴敬珉君学位請求論文審査報告

1 問題の所在と論点

朴敬珉君による博士学位請求論文「朝鮮縁故者と日本の対韓国外交の源流―「植民地財産の数字」に収斂した認識と対応、一九四五―一九五三―」は、在朝鮮財産問題をめぐり植民地朝鮮の在留日本人であった「朝鮮縁故者」が果たした役割と認識を通してみた日韓関係の一断面に関する実証研究であり、一九四五年八月の日本の敗戦に伴ない朝鮮が日本の植民地支配から解放された時から、一九五三年一〇月に日韓国交正常化交渉の第三次会談が、いわゆる「久保田発言」により決裂するまでを考察対象とする。朴君は、「朝鮮縁故者」を、「植民地朝鮮において職歴および学歴をもち知識情報を蓄積した有力者であり、その知識情報を日本政府と共有するアクター」と定義する。ちなみに、その用語は、朝鮮在留日本人が日本に引揚げてから合流した「朝鮮引揚同胞世話会（一九四六年三月設立）」の会報が使用したものであり、朝鮮からの引揚げ者の自己規定で

もあつた。

本論文は、朝鮮縁故者を個人と法人に分け、さらに個人の主要人物を以下の三つに分類する。第一は、朝鮮総統府の官僚出身者であり、代表的な人物として穂積真六郎（元殖産局長）を取り上げる。「引揚同胞の父」とも称された穂積真六郎は、敗戦直後の朝鮮半島において設立された「京城日本人世話会」の会長を務め、日本に引揚げてからは朝鮮引揚同胞世話会の会長に就任した。そして、日本国憲法下の初の参議院議員選挙に当選し、国会で引揚げ問題や財産補償問題に取り組んだ。

第二は、京城日報の言論出身者であり、安井俊雄（京城日報副社長・京城日報支配人）や中保与作（京城日報主筆）が代表的であつた。彼らは、朝鮮縁故者の団体が発行する会報を通して植民地認識を表出した。そして第三に、京城帝国大学の学識経験者に焦点が当てられ、京城帝国大学教授であつた鈴木武雄の役割が検討される。鈴木は、敗戦直後には京城日本人世話会の調査部長に就任し、日本に引揚げてからは、日本政府の植民地統治の評価に関する調査研究と報告書のとりまとめで重要な役割を果たす。

他方、朝鮮縁故者の法人としては、植民地朝鮮で営利事業に従事した会社を主要メンバーとする「朝鮮事業者会

（一九四五年二月設立）」が考察される。朝鮮事業者会は、没収された法人財産の補償要求を主導し、旧外地の事業者の中央団体である「海外事業戦後対策中央協議会（一九四五年一月設立）」のなかでも存在感があつた。朝鮮事業者会は、特に在朝鮮日本財産を数値化する作業にあたり、外務・大蔵両省の共管機関である「在外財産調査会（一九四六年九月設置）」に重要な働きかけを行った。

本論文は、まず第一章で解放後の朝鮮に引き続き定住し財産の保護を図ろうとした朝鮮縁故者の活動と、その背後にある植民地認識を明らかにするが、そこに一九五三年の日韓第三次会談が決裂するまでの流れの原点が形成されたという視角に立つ。そして、豊富な第一次史資料を読み込むことで、朝鮮縁故者の役割および認識と日韓国交正常化交渉に臨む日本政府の対応が、相互の関連性を持ちながら調和していく過程を実証的に考察する。

財産の保護が当然視されていた朝鮮縁故者の当初の見込みは、朝鮮米軍政庁の方針により挫かれることになる。そして、米軍政庁により没収された三八度線以南の朝鮮にあつた日本（個人および法人）の財産は、大韓民国政府が樹立された翌月の一九四八年九月に韓国政府に引き渡された。その結果、引揚げ後の朝鮮縁故者の運動の焦点は、没

収された在外財産の補償問題に当てられる。その際朝鮮縁故者は、アメリカを含めた諸外国はもちろん、敗戦後の日本のリベラルな論調に植民地支配を否定的にみる見方が強かったことに不満を強めた。そうしたなか朝鮮縁故者は、没収された在外財産の補償要求の正当性を担保するために、朝鮮の植民地支配が「間違った」ものではなかったという主張を展開するのである。

本論文は、その朝鮮縁故者の主張が、方便ではなく実直な認識であったことを実証的に明らかにし、その認識が日韓国交正常化交渉に臨む日本政府にも共有されていくことを重視し、かつその過程を詳しく跡付ける。そのことの分析上の意味は二つある。

ひとつは、(朝鮮の植民地化は当時世界の大勢の認識がそうであったように合法的であり、植民地統治はおおむね平和的で朝鮮の発展に資するところが大きかったという)朝鮮縁故者の間に支配的であった植民地認識が、戦後初期の日韓関係のあり方を根底で規定していたことを、一九五三年の日韓第三次会谈決裂までの過程を検証することで実証的に示したことである。一般論としては十分に推量可能な論点であるが、第一次史資料で実証し、それが日韓交渉にどのように作用していたかが分析的に示されている。

第二に、初期の日韓国交正常化交渉に臨んだ日本政府の認識と交渉上の立場が確立する過程で、朝鮮縁故者が果たした役割が解明されている。朴君は、朝鮮縁故者がはじきだした在外財産の総額を示す「数字」の重要性をとりわけ強調している。それが日本政府に利用され、日韓交渉に際して日韓双方の財産請求を「相殺」しようとする方針の根拠に使われるからである。いうまでもなく、朝鮮縁故者が思う「数字」が持つ意味と重み、およびそれを日韓交渉に利用した日本政府の思惑の背景に、第一の論点である植民地認識が強く作用していた。

以下、各章の要約を紹介しながらさらに詳しくみてみよう。

2 各章の要約

本論文の構成は以下のとおりである。

序章

第一節 問題の所在と先行研究の検討

第二節 分析視角―朝鮮縁故者(個人/法人)と「植民地財産の数字」

第三節 論文の構成と史資料の提示

第一章 敗戦直後における朝鮮縁故者の定着志向と引揚―京

城日本人世話会

第一節 日本政府・京城日本人世話会の定着促進と財産保

護―前半期

第二節 米軍政の中の京城日本人世話会、そして総引揚

―後半期

第二章 引揚後の朝鮮縁故者（個人）―朝鮮引揚同胞世話会、

鈴木武雄（元京城帝国大学）

第一節 朝鮮引揚同胞世話会の植民地認識と個人財産の調

査

(一) 朝鮮引揚同胞世話会の在外財産問題と植民地認識

(二) 「朝鮮引揚同胞物故者追悼会」から個人財産の数

値化まで

第二節 外務省の経済再建構想と鈴木武雄（元京城帝国大

学）の交差―日本経済の特殊性から植民地統治の

特殊性へ

(一) 外務省調査局特別調査委員会と日本経済の特殊性

―賠償問題と外地喪失

(二) 外務省調査局第三課経済班と植民地統治の特殊性

―鈴木武雄（元京城帝国大学）

第三章 引揚後の朝鮮縁故者（法人）―朝鮮事業者会

第一節 朝鮮事業者会の在外財産の補償要求と植民地認識

の運動

(一) 海外事業の実情調査の実施と補償委員会の設置

(二) 補償委員会の推移と法人財産の数値化

(三) 建白書と陳情書の間における「官民合同補償委員

会」

第二節 在外財産調査会と「日本人の海外活動に関する歴

史的調査」

(一) 外務・大蔵両省の共管機関、在外財産調査会の設

置

(二) 在外財産調査会の活動とGHQ/SCAP民間財

産管理局（CPC）

(三) 「日本人の海外活動に関する歴史的調査」―植民

地認識の集約

第四章 日韓国交正常化交渉における財産請求権問題と植民

地認識（その一）―予備会談・第一次会談

第一節 日韓国交正常化交渉以前における両国の相互認識

と財産請求権問題

(一) 韓国の対日認識と「対日賠償要求調査」―対日賠

償要求論の理論化

(二) 日本の対韓認識と在外財産調査会の「数字」―対

韓請求権の補強

第二節 予備会談・第一次会談における日韓請求権問題―

植民地認識の衝突

終章

- (一) 予備会談期に財産請求権問題をめぐる日本政府の政策検討
 - (二) 第一次会談の請求権委員会(その一) — 韓国の対日請求権の展開
 - (三) 第一次会談の請求権委員会(その二) — 日本の対韓請求権の展開
- 第五章 日韓国交正常化交渉における財産請求権問題と植民地認識(その二) — 第二次会談・第三次会談
- 第一節 外務省と大蔵省による財産請求権問題の再検討 — 第一次会談中断期
- (一) 外務省における日韓請求権の「相互放棄」案の浮上
 - (二) 「相互放棄」案をめぐる外務・大蔵両省の対立 — 国内補償問題
- 第二節 第二次会談・三次会談と「久保田発言」 — 植民地認識の帰結
- (一) 外務省の財産請求権問題の再検討 — 「相互放棄」案の再浮上
 - (二) 方針なき第二次会談の開始と挫折
 - (三) 方針なき第三次会談の開催、そして「久保田発言」

序章では、以上の問題設定、先行研究の検討、分析視角の設定、および史資料についての説明が行われる。

第一章「敗戦直後における朝鮮縁故者の定着志向と引揚 — 京城日本人世話会」は、終戦直後に京城日本人世話会が設立される過程を考察し、その活動とその背景にあった朝鮮縁故者の植民地認識を明らかにする。一九四五年八月に日本がポツダム宣言を受諾すると、朝鮮総督府は朝鮮在住日本人の現地定着と、個人および法人の財産保護を図る方針を明らかにした。その方針に基づき、当時朝鮮に在住していた日本人、すなわち本論文が朝鮮縁故者と呼ぶ人々により設立されたのが京城日本人世話会であった。当初京城日本人世話会は、朝鮮米軍政庁とも緊密に連絡をとりながら、引揚げ希望者への対応を含めて、在留希望者の現地定着と財産保護に奔走した。

しかし、一九四五年一二月になると、日本人の財産の接収と在留日本人の引揚げを求めるアメリカの方針が明らかとなった。そこで朝鮮縁故者の初期構想は挫折し、引揚げ後、在外財産の問題はその補償問題として「国内化」されるのである。

第二章と第三章では、朝鮮で財産を没収され日本に引き揚げた後に、朝鮮縁故者が日本政府に対して在外財産の補

償要求を展開する過程と、それと連動した植民地認識が考察される。日本に引揚げた朝鮮縁故者は、引揚援護を担当する「朝鮮関係残務整理事務所（旧総督府東京事務所）」に働きかけ、一九四六年三月にその外郭団体として「朝鮮引揚同胞世話会」を設立する。第二章「引揚後の朝鮮縁故者（個人）——朝鮮引揚同胞世話会、鈴木武雄（元京城帝国大学）」は、在外財産の補償を政府に働きかける朝鮮縁故者による活動を明らかにし、朝鮮引揚同胞世話会の中心人物であった鈴木武雄（京城帝国大学）の活動と認識を中心に考察し、朝鮮縁故者の植民地認識が日本政府にも共有される過程を描いている。

その活動で朝鮮縁故者が直面したのは、国内外における「帝国主義的侵略の走狗」や「資本主義的搾取の傀儡」といった植民地統治の批判である。そこで朝鮮縁故者は、在外財産の補償要求の正当性を主張するためにも、自らの植民地認識の「正しさ」を唱え、植民地批判の「誤解」を解くことに注力する。本章は、朝鮮縁故者が、「誤った」植民地認識が在外財産の正当な補償要求の障害になっているという怒りにも近い思いをいだいていたことを、史料から見事に再現している。

さらに第二章は、外務省調査局の特別調査委員会での検

討内容を詳細に分析することで、戦後日本経済の再建構想にあたり、日本政府が在外財産問題をどのように位置付けたのかを検討する。特別調査委員会は、在外資産や植民地の喪失を日本経済再建にあたっての「特殊」な要因として意義付け、それを連合国に対して賠償軽減を求める根拠のひとつとする論法をとった。そのことを明らかにした上で、本章は、朝鮮縁故者の中心人物であった鈴木武雄（京城帝国大学）による、外務省調査局と連携した活動と主張を詳細に検討する。鈴木は、戦後日本の賠償問題と経済再建を構想するにあたり在外資産問題の「特殊性」に配慮すべきであるという外務省の論点に同調しつつ、西欧諸国の帝国主義に共通する「一般性」から朝鮮植民地統治を懐疑的に評価する見方に対して、その「特殊性」の主張のなかに朝鮮縁故者の植民地認識を盛り込んだのである。その鈴木の思いは、「日鮮両民族の歴史は、日鮮両民族が決して無縁ないつまでも背中合せのまゝで居られる様な間柄でない事を教へてゐる」との認識に集約されている。

第三章「引揚後の朝鮮縁故者（法人）——朝鮮事業者会」では、法人の立場から活動した「朝鮮事業者会」に焦点を当て、同事業社会による在外財産の補償要求とそれに連動する植民地認識を実証的に明らかにする。

朝鮮事業者会は、一九四五年一月に設立された旧外地の事業者から成る中央団体である。「海外事業戦後対策中央協議会」の朝鮮地域を代表する下部組織であった。朝鮮事業者会が在外財産の補償措置を日本政府に働きかける過程でも、その植民地認識が日本政府に共有されることになる。

朝鮮事業者会は、在外財産が補償されない原因を、前章で考察した朝鮮引揚同胞世話会と同様に、連合国をはじめ国内外に広まっていた植民地認識の「誤解」にあるとの前提に立っていた。その「誤解」とは、朝鮮半島における経済発展と現地貢献の事実が捨象されると同時に、一時期の軍国主義のみが取り上げられ、朝鮮事業者の活動に略奪、搾取というレッテルが貼られることであった。むしろ、朝鮮事業者も軍国主義の被害者であるという論法に立って、「誤解」を解くことが喫緊の課題であると位置付けられた。

これと同時に並行的に朝鮮事業者会が進めたのが、海外事業戦後対策中央協議会における補償委員会の設置であった。同委員会の方針に基づいて、朝鮮事業者会は、在外法人財産の総額一五〇〇億円という数値化された暫定的データを作成し、建白書と陳情書を添えて、政府をはじめ政界、言論界にも訴えた。その試みは、対日講和に備え賠償問題を検討していた日本政府に注目された。政府は、朝鮮事業者

会による数値化データに表れた知識情報を活用しようとしたのである。朴君は、朝鮮事業社会は補償、日本政府は賠償というように、それぞれの基本的関心事にずれがあったにもかかわらず、両者が同調した理由として、両者の間に植民地認識の類似性があったことを重視する。

こうした朝鮮事業者会の活動と認識は、一九四六年九月に外務・大蔵両省の共同機関として設置された「在外財産調査会」にも基本的に共通するものがあつた。在外財産調査会の下には、朝鮮事業者会に集った朝鮮縁故者も参加する朝鮮部会が組織された。在外財産調査会は、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の民間財産管理局（CPC）の事実上の「下請の様な恰好」であつたといわれたが、CPCに提出された在外財産調査会の報告書には、朝鮮事業者会による数値化を反映した、在韓法人財産の総額（五一五億円）が明記された。

そして、在外財産調査会は、一九四八年に同会の調査の集大成といえる『日本人の海外活動に関する歴史的調査』をとりまとめた。朴君は、そこに、植民地時代の日本の活動の特性として当初から朝鮮事業者会が主張していた、正常な経済活動、経済開発、福利厚生への増進、文化向上、軍国主義の犠牲者等のキーワードがそのまま踏襲されていた

ことを重視する。そして朴君は、そこで示された在朝鮮日本財産の「数字」には、植民地統治実績の総決算としての意味合いと重みがあったと論じ、その「数字」とその意味が日本政府においても植民地朝鮮の統治実績に関する「確固たる信念」として確立したと主張する。そして、それが後の日韓国交正常化交渉に臨む日本政府による対韓請求権の主張を支える論理となっていたと、論を展開するのである。

続く第四章と第五章は、一九五一年一〇月に開かれた予備会談以降、一九五三年一〇月のいわゆる「久保田発言」で第三次会談が頓挫するまでの日韓国交正常化交渉を、日本による対韓財産請求と植民地認識に焦点を当てつつ、かつ韓国政府の対応と論理とも比較して分析する。

第四章「日韓国交正常化交渉における財産請求権問題と植民地認識(その一)——予備会談・第一次会談」は、双方の政府文書の綿密な検討から日韓それぞれの請求権に関する立場と主張の根拠を検討した上で、第一次日韓会談において一九五二年二月から三月にかけて七次にわたり開催された「財産請求権問題委員会」での日韓双方の主張のやりとりを、実証的に再現する。結局両者の主張は平行線をたどり、第一次会談は四月四日の第五回本会談をもって、成

果なく頓挫することになる。

日本の主張に関しては、財産請求権問題をめぐる日本政府の政策決定過程で、第三章で考察した在外財産調査会による『日本人の海外活動に関する歴史的調査』朝鮮篇に採用された在韓日本財産の「数字」が、国交正常化交渉における対韓請求権の主張の背景にあったことが分析される。日本側は、その「数字」が韓国の対日請求の額を上回っていることをもって、韓国の対日請求権の要求を「相殺」できると考えた。その結果、日韓会談において日韓両国がそれぞれ請求権の主張を展開し、その後にある日韓それぞれ植民地認識が衝突することで、第一次会談は決裂するのである。

第五章「日韓国交正常化交渉における財産請求権問題と植民地認識(その二)——第二次会談・第三次会談」は、第一次会談決裂による日韓交渉中断期に、日本の外務省が財産請求権問題を見直し始め、日韓の「相互放棄」という代案を検討しようとしたのに対し、放棄に伴い生じる没収財産の補償義務を避けたい政府当局、とりわけ大蔵省の反対が見直しの動きを拘束したことを明らかにする。その上で、当時「李承晩ライン」に触発された漁業問題が再燃するや、外務省の財産請求権問題の再検討は一層後退した。その結

果、日本政府は何の新たな方針を持つことなく、一九五三年四月に再開された日韓国交正常化交渉の第二会談に臨むことになったが、韓国側の主張にも変化はなく、第二次会談は七月に「決裂でも中絶でも」なく休会となった。

結局、新たな方針が定まらないまま日韓第三次会談が一月に再開されるが、本章では日韓両国が財産請求権問題をめぐり再び激しくいがみ合った様子が、生々しく再現される。ここでは予期せぬ感情のぶつかり合いが展開され、それまで韓国側が控えていた対日賠償の議論まで飛び出した。そこで売り言葉に買い言葉のごとく飛び出したのが、「韓国側が国会の決議云々を持出されて賠償を要求されなかつたことは賢明であつた。かりにそのような提案をされたとしたら、日本側としては、韓国においてハゲ山を緑にしたこと、鉄道を敷いたこと、港湾を建設したこと、米田を造成したこと、大蔵省の金を多い年は二千万円、少い年でも一千万円も持出して韓国経済を培養したことを反対提案として提出し、韓国側の要求と相殺したことであろう」という、外務省参与であつた久保田貫一郎代表による「久保田発言」であつた。

それを責め立てる韓国側の発言に対して、久保田は、朝鮮縁故者のケースを例に国民感情の問題を語つた。こうし

て日韓国交正常化交渉は、岸信介内閣が「久保田発言」を撤回し対韓請求権を取り下げること、一九五七年四月に第四次会談が開催されるまで中断するのである。朴君は、「久保田発言」には、朝鮮縁故者の植民地認識が「国民感情」化された側面があると論じ、それは、あたかも日本政府が朝鮮縁故者の財産と植民地認識を肩代わりし抗弁しているかのようにあつたと、一連の考察を締めくくる。終章では、以上の主要な論点が整理されて本論文が締めくくられる。

3 本論文の評価

日韓国交正常化交渉に関する従来の研究には、一九五一年の予備会談前後から考察を始めるものが多いところを、本論文は一九四五年八月の朝鮮解放を分析の起点とした。そのことで本論文は、従来の研究の空白期間を埋めるだけではなく、日韓国交正常化交渉が予備会談以降第三次会談で一端決定的に決裂する理由と背景の源流を解明し、その空白期間をその後の時期への連続性のなかに有機的に位置付け、意義づけることに成功している。政府レベルの外交交渉をフォローする視点からはみえてこない朝鮮縁故者の役割と認識に注目した、朴君の着眼点の斬新さに由来する

ものであり、そのことが本研究を極めて独創的で先駆的なものとしている。

さらに、朝鮮解放当時は日本の政治社会のエリートの間ではむしろ常識的であった植民地認識を、その認識を最も明瞭かつ強固に保持していた朝鮮縁故者の言動を豊富な第一次史資料を丹念に収集分析することで実証的に考察したことも、本論文の重要な貢献である。そのために朴君は、学習院大学東洋文化研究所に所蔵されている「友邦文庫」や東京経済大学所蔵の「桜井義之文庫」のマイクロフィルムや原資料、そして日韓国交正常化交渉に関する日本外交文書、韓国外交文書、アメリカ外交文書を活用している。また、こうした第一次史資料の検討により、朝鮮縁故者と日本政府の連結点となった、京城日本人世話会、朝鮮引揚同胞世話会、海外事業戦後対策中央協議会の下部組織の朝鮮事業者会、在外財産調査会の朝鮮部会等の実態と役割を解明したことも、本論文ならではの斬新な成果であった。そしてなにより、以上の実証的な研究により、朝鮮縁故者と日本政府と関係が、初期の日韓国交正常化交渉の過程とその結末に重要な影響を与えていたことを浮き彫りにしたことは、日韓関係研究への貴重な貢献であると評価できよう。そこで共有された日本側の植民地認識が日韓交渉の

障害になることは、本論文が付随的にしかし詳細に解き明かした韓国側の日韓交渉に臨む準備状況からも明らかであるが、そのことは日本側にも論理的には理解されていた。しかしながら、日韓の認識が正面から衝突すると交渉は文字通り手が付けられないものとなることを、「久保田発言」と交渉断絶が示したのであった。

本論文の考察はそこまでである。すると、朴君にとつての次の課題も明らかだろう。朴君は、結論の章において、岸信介内閣が、「久保田発言」を撤回し、対韓請求権を取り下げることによつて、一九五七年四月に第四次日韓会談が始まった事実に触れている。そこで、「私は西日本の山口県の出です。ご承知のとおり、山口県は昔から朝鮮半島と往来が多かったところですね。……それだけに、当地人の血には韓国人のそれが少なからず混じているのが事実で、私の血統にも韓国人の血が流れていると思うほどです。いわば両国は兄弟国といえるわけです」という岸信介首相の発言を紹介している。それ以降、日韓関係では岸信介を筆頭とする「親韓派」が表舞台に登場し、朝鮮縁故者は歴史の舞台から退いていく。この転換がいかに起きたのか、いずれ朴君に本研究の延長線上の分析を期待したい。

また、岸以降の日韓関係の転換にもかかわらず、本論文

が検証した日韓の植民地認識の溝は、今日まで消えたわけではなく、周知のとおり時々顔を出しては日韓関係を攪乱する。今日にいたる日韓関係の全般的な展開や構造の下で、本研究が解き明かした日本の植民地認識はどのように変遷し、また日韓関係にどのような影響を与えてきたのか。すべての研究者にとつての共通の課題ではあるが、本研究をまとめた朴君にはぜひ引き続き考えていただきたい。

おそらく、こうした本研究の延長線上にあり、またその意味で本研究の意義と密接に絡む課題を検討するためには、日韓関係を取り巻く国際政治経済環境も重要な説明要因だろう。本研究は、第一義的には緻密な実証研究ではあるが、それがやや「閉じた」印象を与え分析的な広がり欠けるのは、アメリカの役割が部分的に考察されるだけで、それ以外の国際環境要因がほとんど検討されていないことと無関係ではないだろう。一例をあげれば、一九四五年一二月に朝鮮米軍政庁により日本人の財産接収と引揚げ方針が告げられるのであるが、同月には、モスクワにおける米英ソ外相会議で五年間を期限とする朝鮮半島の信託統治構想の合意が成立している。信託統治が予定される朝鮮に、日本人が在留することはあり得たのだろうか。本論文の論点がそのこととどのような関連にあるのかは、分析に広がり

さらなる深みを与える重要な問題だろう。

こうした問題点にもかかわらず、上述のとおり本論文の分析の獨創性および実証性には秀出たものがある。したがって、審査員一同は、本学位請求論文が先駆的な学術研究であることを認め、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当と判断する次第である。

二〇一六年五月二〇日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 Ph.D.	添谷 芳秀
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・法学博士	赤木 完爾
副査	慶應義塾大学名誉教授 法学博士	小此木政夫